

平成 31 年 1 月 11 日

## 平成 31 年度キャンパス内健康診断仕様書

沖縄科学技術大学院大学  
保健センター

### 1. 業務概要

労働安全衛生法 66 条に基づき、平成 31 年度において学校法人沖縄科学技術大学院大学学園役職員/学生の健康診断をキャンパス内にて実施するものである。

### 2. 対象者

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園役職員/学生。

### 3. 健康診断の種類

- (1) 一般定期健康診断・雇入れ時健康診断・学生健康診断、海外派遣時健康診断、特定業務従事者健康診断
- (2) 特殊健康診断（ただしレーザー使用者の健康診断、酸使用者の健康診断は除く）

### 4. 実施期間

2019 年 4 月	なし
2019 年 5 月	2 日間
2019 年 6 月	2 日間
2019 年 7 月	2 日間
2019 年 8 月	2 日間
2019 年 9 月	2 日間
2019 年 10 月	2 日間
2019 年 11 月	2 日間
2019 年 12 月	2 日間
2020 年 1 月	2 日間
2020 年 2 月	2 日間
2020 年 3 月	なし

※上記はおよその目安であり、変更の可能性あり

### 5. 実施場所

沖縄科学技術大学院大学 恩納キャンパス内  
〒904-0495 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919-1  
電話：098-966-8945（保健センター代表）

## 6. 想定受診者数

定期健康診断：約 1000 名

特殊健康診断：下記参考値として、平成 29 年度受診者数実績、平成 30 年度 11 月 10 日時点の受診者数実績を示す。平成 31 年度想定受診者数は下記とするが、増減する可能性あり。

特殊溶剤・特定化学物質名	平成 29 年度 受診者数実績	平成 30 年度 受診者数実績 (11 月 10 日 時点)	平成 31 年度 想定受診者数
Benzidine and its salts (ベンジジン及びその塩)	0	1	1
Beta-naphthylamine and its salts (ベータ-ナフチルアミン及びその塩)	0	0	0
Dichlorobenzene and its salts (ジクロロベンジジン及びその塩)	1	0	0
Alpha-Naphthylamine and its salts (アルファ-ナフチルアミン及びその塩)	0	0	0
O-Tolidine and its salts (オルト-トリジン及びその 塩)	1	0	0
Dianisidine and its salts (ジアニシジン及びその塩)	0	0	0
P-Dimethylaminoazobenzene (パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン)	0	0	0
Magenta (マゼンタ)	0	0	0
Bis (chloromethyl) ether (ビス(クロロメチル)エー テル)	1	0	0
Chlorinated biphenyl (塩素化ビフェニル)	0	0	0
Beryllium and its compounds (ベリリウム及びその 化合物)	1	2	1
Benzotrichloride (ベンゾトリクロリド)	0	0	0
Acrylamide (アクリルアミド)	75	33	54
Acrylonitrile (アクリロニトリル)	1	0	0
Alkyl mercury compounds (アルキル水銀化合物)	0	0	0
Ethylenimine (エチレンイミン)	1	0	0
Ethylene oxide (エチレンオキシド)	0	0	0
Vinyl chloride (塩化ビニル)	0	0	0
Chlorine (塩素)	7	0	0
Auramine (オーラミン)	0	0	0
O-Phthalodinitrile (オルト-フタロジニトリル)	0	0	0

Cadmium and its compounds (カドミウム及びその化合物)	10	1	5
Chromic acid and its salts (クロム酸及びその塩)	1	0	0
Chloromethyl methyl ether (クロロメチルメチルエーテル)	0	0	0
Vanadium pentoxide (五酸化バナジウム)	0	0	0
Coal tar (コールタール)	0	0	0
Potassium cyanide (シアン化カリウム)	1	1	1
Hydrogen cyanide (シアン化水素)	0	0	0
Sodium cyanide (シアン化ナトリウム)	1	0	0
3,3'-Dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane (3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン)	0	1	1
Methyl bromide (臭化メチル)	1	0	0
Mercury and its inorganic compounds (水銀及びその無機化合物)	2	1	1
Tolylenediisocyanate (トリレンジイソシアネート)	0	0	0
Nickel carbonyl (ニッケルカルボニル)	0	5	2
Nitroglycol (ニトログリコール)	0	0	0
P-Nitrochlorobenzene (パラ-ニトロクロロベンゼン)	0	0	0
Hydrogen fluoride (弗化水素)	4	2	3
Beta-Propiolactone (ベータ-プロピオラクトン)	0	0	0
Benzene (ベンゼン)	19	2	10
Pentachlorophenol and its sodium salts (ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩)	0	0	0
Manganese and its compounds (マンガン及びその化合物)	7	0	0
Methyl iodide (沃化メチル)	10	0	0
Hydrogen sulfide (硫化水素)	1	0	0
Dimethyl sulfide (硫酸ジメチル)	2	0	0
4-aminodiphenyl and its salts (4-アミノジフェニル及びその塩)	1	0	0
4-nitrodiphenyl and its salts (4-ニトロジフェニル及びその塩)	0	0	0
Cellosolve (セロソルブ)	0	2	2
Cellosolveacetate (セロソルブアセテート)	1	0	0
Butylcellosolve (ブチルセロソルブ)	1	0	0

Methylcellosolve (メチルセロソルブ)	0	0	0
o-Dichlorobenzene (オルト-ジクロロベンゼン)	5	0	0
Cresol (クレゾール)	1	1	1
Chlorobenzene (クロロベンゼン)	15	13	9
Chloroform (クロロホルム)	119	68	59
Carbon tetrachloride (四塩化炭素)	9	0	0
1,4-Dioxane (1,4-ジオキサン)	19	1	10
1,2-Dichloroethane (1,2 ジクロロエタン)	9	0	0
1,2-Dichloroethylene (1,2 ジクロロエチレン)	3	0	0
1,1,2,2-Tetrachloroethane (1,1,2,2 テトラクロロエタン)	1	0	0
Xylene (キシレン)	62	37	49
N,N-Dimethylformamide (N・N-ジメチルホルムアミド)	44	13	28
Styrene (スチレン)	5	0	0
Tetrachloroethylene (テトラクロロエチレン)	2	0	0
Trichloroethylene (トリクロロエチレン)	1	0	0
1,1,1-Trichloroethane (1,1,1-トリクロロエタン)	2	0	0
Toluene (トルエン)	41	9	25
Carbon disulfide (二硫化炭素)	1	0	0
n-Hexane (ノルマルヘキサン)	34	8	21
Acetone (アセトン)	155	97	126
Isobutyl alcohol (イソブチルアルコール)	6	1	3
Isopropyl alcohol (イソプロピルアルコール)	173	115	144
Isopentyl alcohol (イソペンチルアルコール)	11	7	9
Ethyl ether (エチルエーテル)	37	31	34
Isobutyl acetate (酢酸イソブチル)	0	0	0
Isopropyl acetate (酢酸イソプロピル)	5	2	3
Isopentyl acetate (酢酸イソペンチル)	0	0	0
Ethyl acetate (酢酸エチル)	36	19	27
Butyl acetate (酢酸ノルマル-ブチル)	2	0	0
Propyl acetate (酢酸ノルマル-プロピル)	2	0	0
Pentyl acetate (酢酸ノルマル-ペンチル)	0	0	0
Methyl acetate (酢酸メチル)	8	0	0
Cyclohexanol (シクロヘキサノール)	3	0	0
Cyclohexanone (シクロヘキサノン)	6	0	0

Dichloromethane (ジクロロメタン)	19	20	19
Tetrahydrofuran (テトラヒドロフラン)	28	7	17
1-Butanol (1-ブタノール)	15	8	11
2-Butanol (2-ブタノール)	4	0	0
Methanol (メタノール)	177	108	142
Methyl isobutyl ketone (メチルイソブチルケトン)	1	1	1
Methyl ethyl ketone (メチルエチルケトン)	0	0	0
Methylcyclohexanol (メチルシクロヘキサノール)	1	0	0
Methylcyclohexanone (メチルシクロヘキサノン)	0	0	0
Methyl n-butyl ketone (メチル-ノルマル-ブチルケトン)	0	0	0
Gasoline (ガソリン)	1	0	0
Coal tar naphtha (コールタールナフサ)	0	0	0
Petroleum ether (石油エーテル)	11	1	6
Petroleum naphtha (石油ナフサ)	0	0	0
Petroleum benzine (石油ベンジン)	7	0	0
Turpentine oil (テレピン油)	2	1	1
Mineral spirits (ミネラルスピリット)	2	1	1
Dichromic acid and its salts (重クロム酸及びその塩)	0	0	0
Formaldehyde (ホルムアルデヒド)	91	60	75
Pneumoconiosis (じん肺)	0	1	1
Arsenic and its compounds (砒素及びその化合物)	4	6	5
Noise (騒音)	12	5	8
Nickel compounds (ニッケル化合物)	11	8	9
Asbestos (石綿)	0	0	0
Lead (鉛)	18	15	16
Tetraalkyl lead (四アルキル鉛)	0	0	0
1,1-Dimethylhydrazine (1,1-ジメチルヒドラジン)	0	0	0
1,2-Dichloropropane (1,2-ジクロロプロパン)	0	0	0
Indium compounds (インジウム化合物)	4	1	2
Ethyl benzene (エチルベンゼン)	2	0	0
Cobalt or its compounds (コバルト又はその化合物)	11	9	10
Propylene oxide (酸化プロピレン)	0	0	0
Antimony trioxide (三酸化アンチモン)	0	0	0
三酸化二アンチモン	0	0	0

Vibration (振動)	2	0	0
Ionizing radiation (電離放射線)	59	21	40
Under high pressure (高気圧)	15	8	11
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	0	0	0
ナフタレン	0	0	0
リフラクトリーセラミックファイバー	0	0	0
オルト-トルイジン	0	0	0

## 7. 検査項目

- (1) 定期健康診断および採用時健康診断については、全役職員および学生に対し、以下の各項目の検査を含めること。

内容	詳細
診察	既往歴および業務歴の調査（喫煙歴・服薬歴含む）
	自覚症状および他覚症状の有無の検査
身体計測	身長
	体重
	腹囲
循環器検査	血圧測定
視力	左右裸眼及び矯正視力
聴力	左右 1000Hz および 4000Hz
胸部 X 線検査	直接撮影
心電図検査	12 誘導
血液検査	赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット、白血球、血小板、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、空腹時血糖、ヘモグロビン A1c、GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、総ビリルビン、LDH、尿酸、クレアチニン、e-GFR
尿検査	蛋白、潜血、尿糖、pH、比重、ウロビリノーゲン、ケトン体

- (2) 特殊健康診断については、労働安全衛生法別表二にある放射線業務、別表三にある特定化学物質（第三類物質を除く）、別表四にある鉛業務、別表五にある四アルキル鉛業務等、別表六の二にある有機溶剤に関する法令、高気圧作業安全衛生規則第 38 条に定められた健康診断を行うことができること。
- (3) 特殊健康診断については、粉じん、石綿、振動が行えることが望ましい。
- (4) 受診者本人負担で追加項目を受診できることが望ましい。受診可能な項目について集団健診実施日までに保健センターに料金とともに通知すること。
- (5) 対象者以外も上記健康診断項目を本人負担で受診できることが望ましい。

## 8. 健診事前準備

- (1) 保健センターより事前に送る受診予定者リストに基づき、問診票、尿検査容器、説明書など、その他必要なものを封詰めしたものを作成し、健診日の約 10 日前に保健センターに到着するよう持参または送ること。
- 外国人の受診者については、英語の問診票および説明書を入れることとする。

なお、英語の説明書については、本学で使用していたものを提供可能。

## 9. 実施方法

- (1) 受付事務を含めて上記検査内容を上記日程内で実施することのできる検査体制・人員を派遣すること。
- (2) 健診開始時刻までに準備を整えること。
- (3) プライバシーの保護につとめ、迅速・丁寧に対応すること。
- (4) 出張健診の診察医は、英語での診察が可能な医師を派遣すること。または通訳士を付き添わせること。当学産業医からのサポート可能。
- (5) 特殊健康診断については、定期診断と同時に行うこと。
- (6) 何らかの原因で検査もれがあった場合は、基本的に技師・看護師等必要スタッフを後日当校キャンパスに派遣し追加で検査を行うこと。
- (7) 当日健診に必要な物品を基本的に全て持参すること。ただし、レントゲン撮影装置は当校に設置の装置を使用することも可。
- (8) 設置、健診終了後の片づけまで行うこと

## 10. 健康診断結果の通知

- (1) 健康診断結果で至急の処置が必要と思われる受診者については、速やかに保健センターへ連絡すること。
- (2) 健康診断結果様式は任意とするが、判定基準は人間ドック協会基準のものを使用することを強く推奨する。健康診断実施後すみやかに、書面にて受診者1名につき1部、※受診者通知用として封筒詰めしたもの（有所見者には再検査通知書を同封）を提出すること。また、電子媒体においても提出のこと（ファイル形式については保健センター担当者と相談の上決定）。
- (3) 英語での報告を希望した受診者については、英語にて結果報告を記入すること。  
※英語への翻訳代も料金に含めること。  
英語での報告を希望した受診者の結果コメントが英訳できない場合は無記入とし、別途日本語でのコメント内容を保健センターへ報告する。
- (4) 健康診断結果集計表を2か月以内に報告書として以下のものを提出すること（各種集計表については、保健センター担当者と協議し作成にあたること）。
  - ・ 検査項目別集計表 受診人数、要観察人数、要精密人数、要医療人数

## 11. 請求

健康診断後すみやかに請求書を作成し原本を保健センターに送付すること。

その際、明細として受診者および受診項目のリストを添付すること（ホルムアルデヒド受診者と定期健診受診者数は分けて記載すること）

## 備考

想定受診者数が0の場合も見積もりに含めること

本仕様に定められた以外の事項で疑義を生じた場合には、双方協議することとし、可能な限り本学の意向を尊重することとする

以上